

令和 8 年 5 月 1 日

8 世教地第 1 0 6 号

(目的)

第 1 条 世田谷区立中学校の部活動の地域展開（以下「部活動の地域展開」という。）のあり方等を総合的に協議することを目的に、世田谷区立中学校部活動地域展開協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 部活動の地域展開に向けた体制の構築に関すること。
- (2) 部活動の地域展開における地域クラブ活動へ教員が指導者として、参加できる体制づくりに関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること

(委員)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる者をもって、教育長が委嘱し、又は任命する委員で構成する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和10年 3 月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部地域学校連携課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員
学識経験者 3名
区立中学校校長 3名
総合型地域スポーツ・文化クラブ代表 3名
企業関係者 1名
公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団副理事長
学校教育部長

世田谷区立中学校部活動地域展開協議会 委員名簿

【資料2】

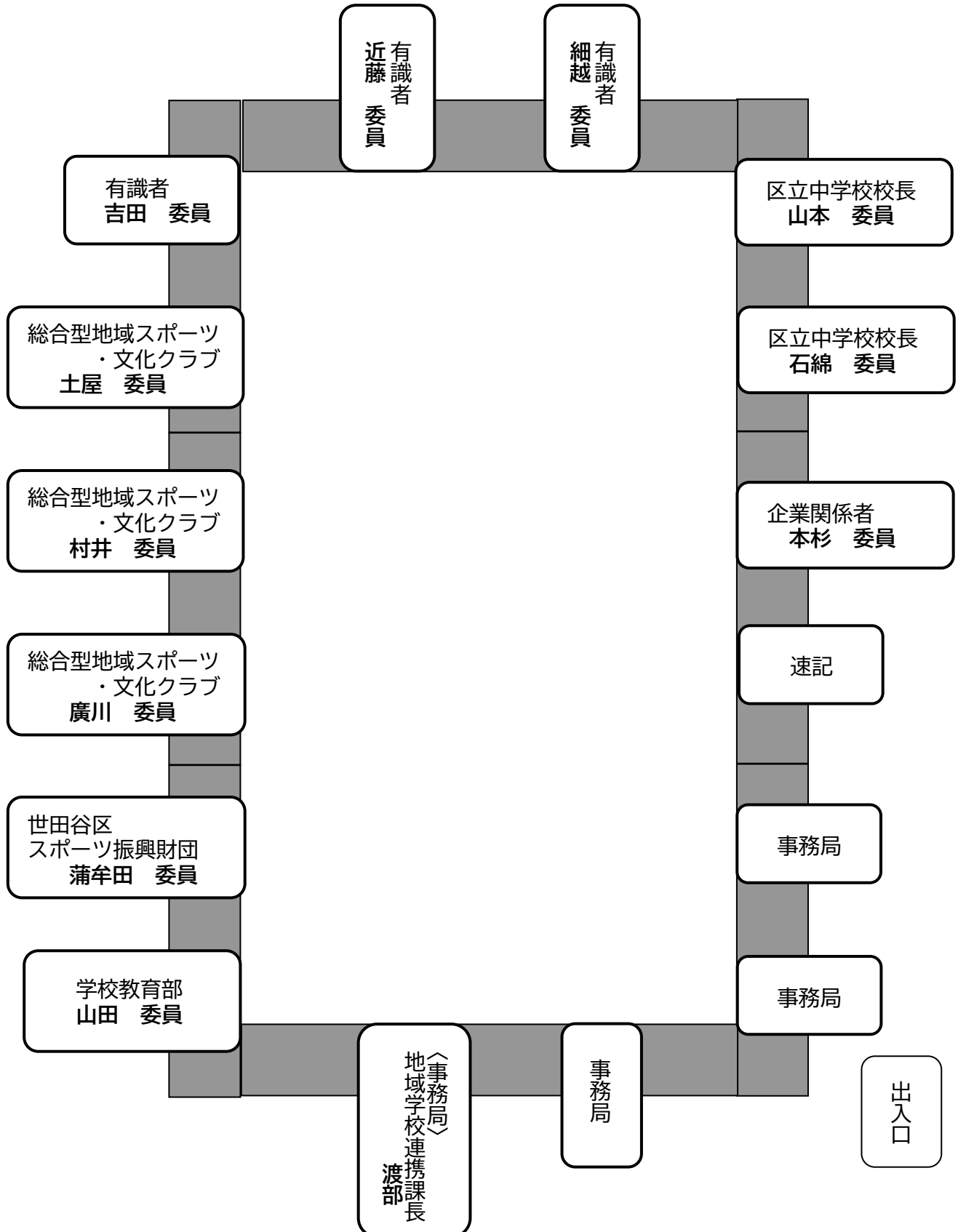
【五十音順】

No.	委員	氏名	よみがな	役職・所属等
1	学識経験者	近藤 智靖	こんどう ともやす	日本体育大学 副学長
2	学識経験者	細越 淳二	ほそごえ じゅんじ	国士舘大学文学部教育学科 教授
3	学識経験者	吉田 孝久	よしだ たかひさ	日本女子体育大学体育学部スポーツ科学科 教授
4	総合型地域スポーツ・文化クラブ	土屋 由紀	つちや ゆき	烏山スポーツクラブユニオン 事務局長
5	総合型地域スポーツ・文化クラブ	廣川 哲	ひろかわ さとし	しろやま倶楽部 会長
6	総合型地域スポーツ・文化クラブ	村井 祐二	むらい ゆうじ	ようがコミュニティークラブ 会長
7	企業関係者	本杉 優和	もとすぎ まさかず	株式会社ルネサンス 地域健康推進部 課長代理
8	世田谷区スポーツ振興財団	蒲牟田 和彦	かまむた かずひこ	公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団 副理事長
9	中学校長	石綿 健一郎	いしわた けんいちろう	世田谷区立梅丘中学校 校長
10	中学校長	稲 満美	いな まみ	世田谷区立世田谷中学校 校長
11	中学校長	山本 武	やまもと たけし	世田谷区立桜丘中学校 校長
12	世田谷区教育委員会事務局	山田 一哉	やまだ かずや	世田谷区教育委員会事務局学校教育部 部長

令和8年度 第1回世田谷区立中学校部活動地域展開協議会 席次表

日時:令和8年5月28日(木) 午後6時30分～午後8時

会場:区役所東棟6階「教育委員会室」



世田谷区における部活動地域展開の進め方について

1 世田谷区における地域展開に向けた検討

(1) 世田谷区部活動地域展開が「目指す姿」

世田谷区では、令和4年(2022年)10月から「世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会」を立ち上げ、「生徒を中心とすること」という考え方を基本に中学校の部活動(スポーツ・文化活動)の地域展開について議論を積み重ねてきました。そのうえで、部活動実施のあり方として、以下の6つの「新たな価値」を実現するための方向性が、提言として報告されました。

これを受け、世田谷区では、部活動の地域展開による「新たな価値」の実現を、教員の負担軽減を重視しつつ目指すこととしました。

<世田谷区が実現を目指す「新たな価値」>

- 1 自己選択、自己決定、自ら選べる選択肢が今まで以上に広がる
- 2 よりよい指導環境、専門的な指導を継続的に受けられる
- 3 多世代の交流、世代を超えた地域の人々との交流の機会がある
- 4 多種目・多様な志向、スポーツ・文化の多様な経験と担い手の育成につながる
- 5 地域への誇りを感じられる
- 6 家庭や学校とは違う居場所がある

(2) 世田谷区の部活動地域展開の方針と取組みの視点

部活動の地域展開について、6つの「新たな価値」を実現するために、世田谷区では、以下の5つの方針をもとにさらに検討を進め、地域と一体となり、将来にわたり、スポーツ・文化活動に継続的に参加できるようにしていきます。

【5つの方針】

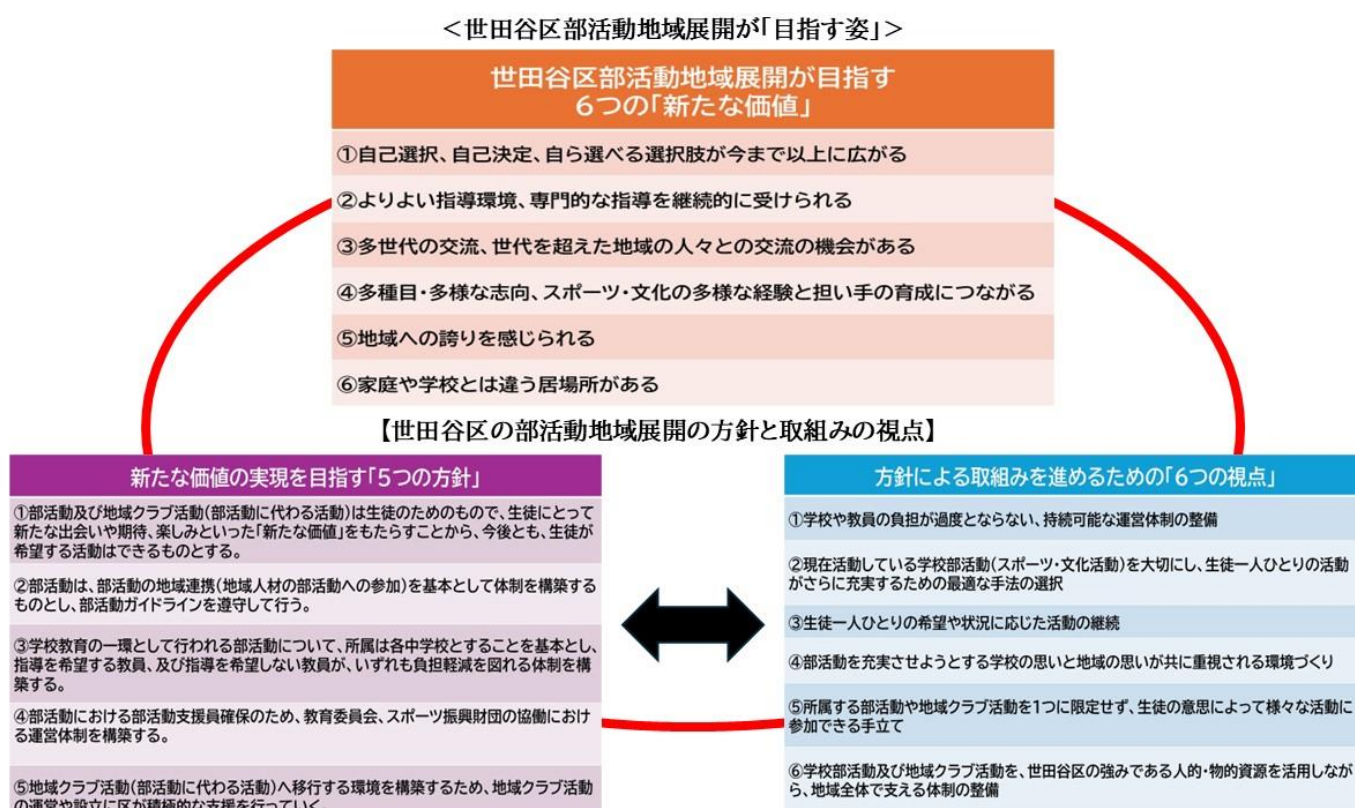
- ①部活動及び地域クラブ活動(部活動に代わる活動)は生徒のためのもので、生徒にとって新たな出会いや期待、楽しみといった「新たな価値」をもたらすことから、今後とも、生徒が希望する活動はできるものとする。
- ②部活動は、部活動の地域連携(地域人材の部活動への参加)を基本として体制を構築するものとし、部活動ガイドラインを遵守して行う。
- ③学校教育の一環として行われる部活動について、所属は各中学校とすることを基本とし、指導を希望する教員、及び指導を希望しない教員が、いずれも負担軽減を図れる体制を構築する。
- ④部活動における部活動支援員確保のため、教育委員会、スポーツ振興財団の協働における運営体制を構築する。
- ⑤地域クラブ活動(部活動に代わる活動)へ移行する環境を構築するため、地域クラブ活動の運営や設立に区が積極的な支援を行っていく。

また、これまでのアンケート結果やモデル校での実施による成果、課題から、当面、世田谷区教育委員会では、以下の6つの視点により、方針による取組みを進めていきます。

【6つの視点】

- ①学校や教員の負担が過度とならない、持続可能な運営体制の整備
- ②現在活動している学校部活動(スポーツ・文化活動)を大切にし、生徒一人ひとりの活動がさらに充実するための最適な手法の選択
- ③生徒一人ひとりの希望や状況に応じた活動の継続
- ④部活動を充実させようとする学校の思いと地域の思いが共に重視される環境づくり
- ⑤所属する部活動や地域クラブ活動を1つに限定せず、生徒の意思によって様々な活動に参加できる手立て
- ⑥学校部活動及び地域クラブ活動を、世田谷区の強みである人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支える体制の整備

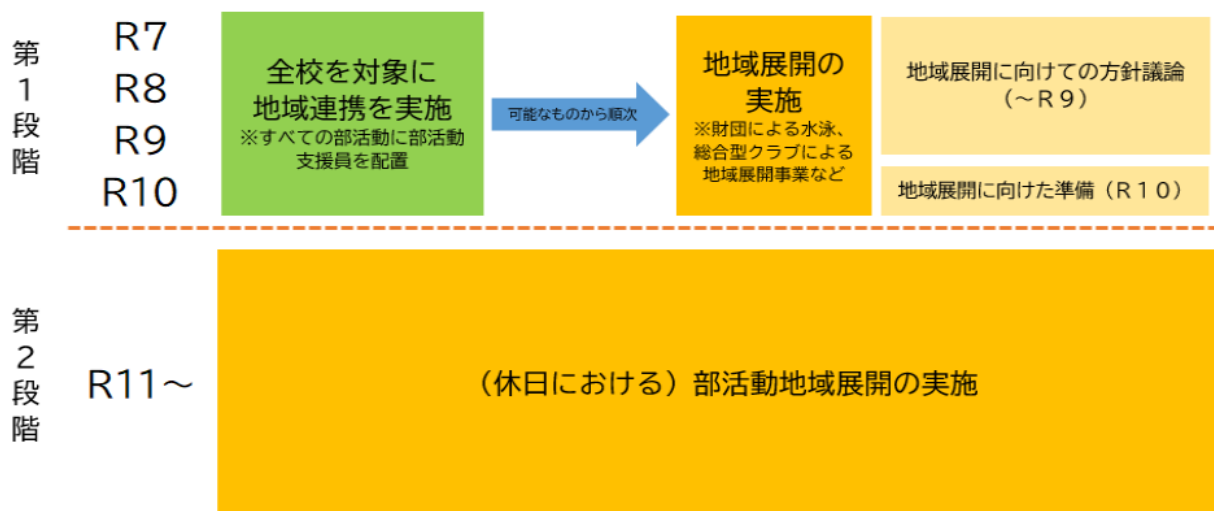
※「世田谷区立中学校部活動地域展開の方針～地域展開を見据えた地域連携の推進～」より



2 区における地域展開の今後の進め方と検討の論点

(1) 今後の進め方

区は「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」(令和7年(2025年)3月)の計画期間に合わせ、令和10年度(2028年度)までを第1段階とし、全区立中学校において平日・休日の地域連携を進めるとともに、地域展開の考え方を令和9年度(2027年度)中にまとめ、令和11年度(2029年度)以降を第2段階とし、休日を中心とした地域展開を進めていくこととします。



(2) 検討の論点

部活動の地域展開を進めるにあたり、学校単位で部活動として行われてきた活動を地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する必要があることから、以下の視点にもとづき検討を進めていきます。

地域展開に向けた視点	検討項目
教員が授業の準備等に集中できる体制づくり	持続可能なクラブの体制、クラブ内における生徒同士等のトラブルと学校との連携
多世代の子どもたちが参加できる活動を持続的に運営できる体制づくり	地域クラブ活動の認定、地域クラブの担い手の確保、指導者の待機場所、活動場所の調整、大会等への参加、地域クラブによる人材バンクの活用
生徒の多様なニーズに対応できる体制づくり	新しい活動、地域クラブ活動の通知表等への記載
地域クラブ活動へ指導者として参加できる体制づくり	兼職兼業の実施
過度な負担を強いることのない各地域クラブ活動運営	企業などによる応援制度の創設、受益者負担、区の助成(クラブ運営に係る費用、活動場所における用具代など)

3 検討体制

中学校部活動の円滑な地域展開を進めるため、令和8年度(2026年度)より、教育委員会事務局地域学校連携課を事務局とした、「世田谷区立中学校部活動地域展開協議会」(以下、協議会)を新たに設立し、令和9年度(2027年度)までに10回程度開催する予定です。協議会では、上記「(2) 検討の論点」を踏まえた、課題の洗い出し、議論を行うとともに、効果検証・意見交換を行っていきます。

<世田谷区立中学校部活動地域展開協議会 委員>

【五十音順】

役職	氏名	備考
学識経験者	近藤 智靖	日本体育大学 副学長
学識経験者	細越 淳二	国土舘大学文学部教育学科 教授
学識経験者	吉田 孝久	日本女子体育大学体育学部スポーツ科学科 教授
総合型地域スポーツクラブ・文化クラブ	土屋 由紀	烏山スポーツクラブユニオン 事務局長
総合型地域スポーツクラブ・文化クラブ	廣川 哲	しろやま倶楽部 会長
総合型地域スポーツクラブ・文化クラブ	村井 祐二	ようがコミュニティークラブ 会長
企業関係者	本杉 優和	株式会社ルネサンス 地域健康推進部 課長代理
世田谷区スポーツ振興財団	蒲牟田 和彦	公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団 副理事長
中学校長	石綿 健一郎	世田谷区立梅丘中学校 校長
中学校長	稲 満美	世田谷区立世田谷中学校 校長
中学校長	山本 武	世田谷区立桜丘中学校 校長
世田谷区教育委員会事務局	山田 一哉	世田谷区教育委員会事務局学校教育部 部長

4 今後のスケジュール

令和8年度における「世田谷区立中学校部活動地域展開協議会」の開催日程と主な議題(案)については次の通りです。

回	日程(令和8年度)	主な議題(案)
第1回	5月28日	・世田谷区における部活動地域展開の進め方について ・地域クラブ活動の定義①(認定要件、活動場所等) ・教員の兼職兼業について
第2回	7月28日	・地域クラブ等による大会参加費等の助成について ・生徒、保護者、教員へのアンケート実施検討(項目等)
第3回	9月中旬	・新しい活動の考え方、通知表への記載
第4回	11月下旬	・担い手の確保、区の助成に関する素案検討、受益者負担
第5回	2月中旬	・中間まとめ、次年度に向けて

※その他、必要に応じて、ワークショップの実施に向けた調整・検討を行う

5 世田谷区部活動地域展開のロードマップ

区では、令和10年度(2028年度)までに、全区立中学校において平日・休日の地域連携を進めるとともに、令和8・9年度(2026・2027年度)の2か年において地域展開の目指すべき仕組みのあり方を検討していきます。令和11年度(2029年度)以降は、休日を中心に学校内で運営されている部活動を学校と地域で支える地域展開として取り組んでいくことを基本として検討していきます。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)以降
国 部活動改革期間	改革推進期間	次期改革期間					
学習指導要領	現行 学習指導要領						次期 学習指導要領
区 の 取 組 み 段 階	第1段階（～令和10年度(2028年度)）				第2段階（令和11年度(2029年度)～）		
【地域連携】	地域連携						
スポーツ振興財団による 部活動運営支援	モデル校	9校で実施			順次拡大 全校で実施		
部活動支援員	役割の整理 配置の拡充	人材バンクの活用、部活動支援員の配置の拡充					
		任用制度変更に向けた庁内調整			新たな任用制度での実施（予定）		
部活動支援員向け研修	必須研修・ 任意研修の 整理	活動開始時の必須研修の受講／任意研修の受講					
活動日数・実施条件	ガイドライ ンの改訂	ガイドラインに沿った部活動の実施、部活動支援員の配置					
教員の関わり方							
応援制度	制度検討	制度の創設、実施					
【地域展開】	地域展開						
目指すべき仕組みのあり 方検討		協議会における検討			地域展開に向 けた準備	休日を中心とした地域展開の実施	
(仮称)世田谷区立中学校 部活動地域展開協議会		▲協議会の開催			◆(仮称)地域展開運用ガイドラインの策定		
教員の兼職兼業		兼職兼業の実施に向けた調整				協議会での結論に基づく取組み	
部活動地域展開事業	委託契約によるトライアル実施				(実施時期未定) 協議会での結論に基づく取組み		

地域展開の方針(区教育委員会)に基づくパターン分け調査結果について(報告)

1 主旨

区教育委員会では、令和8年(2026年)3月に策定した「世田谷区立中学校部活動地域展開の方針～地域展開を見据えた地域連携の推進～」において示した4つのパターン分けに基づき、全区立中学校を対象に「パターン分け調査」を令和8年(2026年)3月に実施しました。

本調査は、令和8年度(2026年度)以降における部活動運営にあたり、現在ある部活動について、各学校における各部活動の今後の位置づけについて、現時点での想定、希望を選択し、その理由について記載を求めるものです。

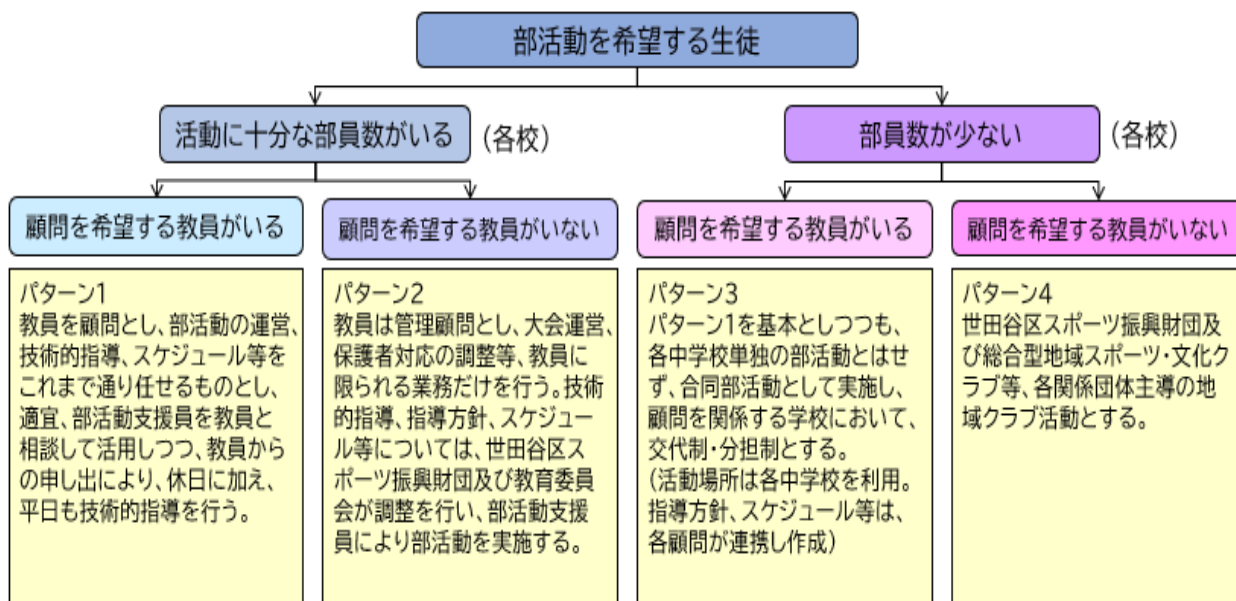
この度、回答についてとりまとめたため、その結果を報告します。なお、調査結果については、パターンごとに整理を行い、今後の特性に応じた部活動の取組みについて、検討を行っていく予定です。

2 調査目的

令和11年度(2029年度)以降の地域展開を見据え、全区立中学校において平日・休日の学校部活動の地域連携を進めていくにあたり、現在ある部活動での顧問教員の携わり方や運営体制などの現状を把握します。さらに、今後の部活動運営にあたっての各学校における方向性の想定、希望を把握し、パターンごとに整理を行うことで、令和8年度(2026年度)以降、特性に応じた部活動(スポーツ・文化活動)となるよう取組みの検討を行うことを目的としています。

3 パターン分けについて

区教育委員会では、部員数や顧問教員の携わり方の希望を基に、4つのパターンに整理し、それぞれの特性に応じた部活動(スポーツ・文化活動)になるよう取り組んでいきます。



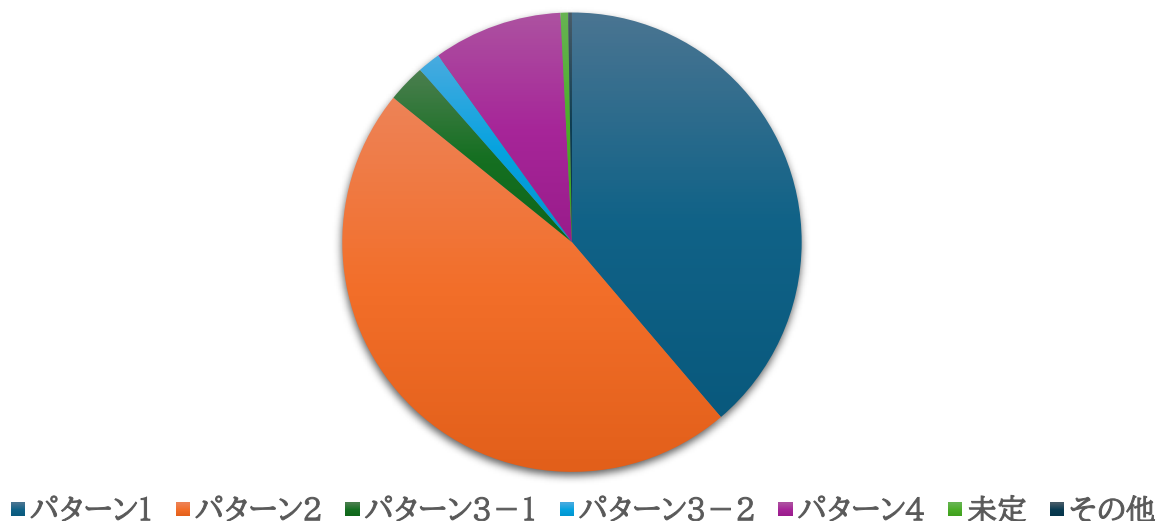
改訂後の方針では、パターン3(合同部活動)について、さらに、①部活動指導を希望する教員が顧問と ②管理顧問 の2つに細分化しました。

※管理顧問とは、技術指導を部活動支援員(監督)及び部活動支援員(指導員)に任せ、部活動の管理業務を行う教員をいいます。

	パターン1	パターン2	パターン3-①	パターン3-②	パターン4
活動の位置づけ	教育課程外の学校教育活動	教育課程外の学校教育活動	教育課程外の学校教育活動	教育課程外の学校教育活動	部活動に代わる地域クラブ活動
対象の生徒	当該校の生徒	当該校の生徒	該当する複数校の生徒	該当する複数校の生徒	希望する生徒
顧問の教員	希望する教員	管理顧問	希望する教員	管理顧問	なし
主な指導者	希望する教員、部活動支援員	部活動支援員(監督)	希望する教員、部活動支援員	部活動支援員(監督)	地域クラブの指導者
補佐する指導者	部活動支援員	部活動支援員	部活動支援員	部活動支援員	地域クラブの指導者

4 調査結果

「地域展開の方針」に基づくパターン分け
調査結果について



(1) パターン回答数:375

※総部活動数 374

(内訳)

種類	回答数
パターン1	146
パターン2	177
パターン3-①	10
パターン3-②	6
パターン4	34
未定	2

※1つの部活動に対して、パターンを2つ(パターン1及び2)選択した学校があったため回答数と総部活動数に乖離あります。

(2) 回答選択理由(抜粋)

パターン1(選択理由)	
現在も指導を希望する教員が部活動運営を行っており、来年度以降の人事異動対象でもないことから、引き続き現在の体制での運営を行っていききたい。	
来年度、指導を希望する教員が部活動運営を行う予定となっている。現在の外部指導員とともに技術指導、部活動運営を行っていききたい。	
部員数も減少しており、今後は部活動を廃止も検討する。ただ、運動部に入れない生徒たちの受け皿となっている側面もあることから、教員での実施を維持する。	
本校の特色ある部活で、部員も多い。地域とのつながりも多いことから、今後も教員で運営する。	
現在、一部顧問は技術指導等を行えるが、その教員が来年度の人事異動の対象でもあることから、今後は部活動支援員の配置による部活動運営に切り替えていききたい。	
教員と監督とで練習日を分担しながら、技術指導を行っていく。	
<特徴>	
①	約4割の部活動において、指導を希望する教員が活動に携わっている
②	特色ある部活動や運動部に入れない生徒たちの受け皿となる部活動など、状況に応じて、教員による運営を希望する学校がある
③	指導顧問と部活動支援員を併用した運営体制により、教員の負担軽減を図っている

パターン2(選択理由)	
今後は部活動支援員の配置による部活動運営に切り替えていきたい。 教員が競技未経験のため、基本的には技術指導は部活動支援員にお願いしており、部活動支援員がいない時に見守りを行う以外は、部活動に関わっていない。 茶道の専門講師に長く来ていただき、豊かな日本文化の指導が行えている。 顧問は技術指導ができるが、公務多忙で部活動に参加できる時間がなかなかとれないため部活動支援員が主となり技術指導等を行っている。今後も同様の運営を行っていき、教員は管理顧問として部活動運営に関わる体制としていきたい。 現状、教員は管理顧問であるが、次年度の担当教員の状況によっては、指導に携わる可能性もある。	
<特徴>	
①	部活動の種別によるが、支援員の担い手が不足していることにより、教員が技術指導を行っている現状がある
②	より専門的な指導を実現するために、部活動支援員を活用している学校がある
③	競技未経験の顧問教員となるケースがあり、部活動支援員の活用によって存続している部活動がある
④	顧問の負担軽減を目的として、部活動支援員中心の運営体制に切り替えていきたいとの意見がある

パターン3-①(選択理由)	
現在も合同で部活動を実施しており、指導を希望する教員が技術指導等を行っている。引き続き現在の体制での運営を行っていきたい。	
パターン3-②(選択理由)	
現在も合同で部活動を実施しており、部活動支援員が主となり技術指導等を行っている。今後も同様の運営を行っていき、教員は管理顧問として部活動運営に関わる体制としていきたい。	
<特徴>	
①	「パターン3-1」及び「パターン3-2」を選択した理由として、現在の体制の継続を希望する意見がほとんどであった

パターン4(選択理由)	
顧問が指導できないため、今後は、地域クラブによる活動運営としていきたい。	
現在は教員が意欲的に管理、指導しているが、今後、この部活動を受け持ってくれる教員がいる保証がないため。兼職兼業が整備されれば、パターンは大きく変わってくると思います。	
部員数も減少しており、今後は部活動を廃止する方向で考えている。ただ、成り手がいるのであれば、今後はクラブ活動として実施を希望する。	
現在、顧問は管理顧問で、部活動支援員が配置されている。将来的には地域による部活動運営に切り替えていきたい。	
<特徴>	
①	技術指導ができる教員がいないことから、地域クラブ運営に転換したいとの意見があった。
②	指導を希望する教員がいなくなる場合を想定して、今後の転換を検討したい意見があった。
③	部活動に参加を希望する生徒が少しでもいれば、活動機会を守っていききたいとの声がかがえる。

全体を通じて
●人事異動により、指導を希望する教員がいない場合は、今後の方向性が変わってくることがうかがえることから、定期的な学校への調査が必要である。 ●いずれのパターン選択においても、人事異動による影響がうかがえ、指導を希望する教員の有無により活動が左右される可能性があることがわかった。 ●学校ごとに、部活動を希望する生徒の活動機会を確保するとともに、技術指導を希望する教員の意向を尊重した部活動運営体制を希望することがわかった。 ●今回は管理職と教員に対する調査であったが、今後の検討では、学校側の状況だけでなく生徒に対する調査の実施についても検討が必要である。

世田谷区における地域クラブ活動の在り方について

1 地域クラブ活動について

国が令和7年(2025年)12月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～」(以下、「国ガイドライン」という。)及び東京都が令和8年(2026年)3月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会確保・充実と教員の働き方改革を目指して～」(以下、「都ガイドライン」という。)では、部活動の「地域展開」について次のように示しています。

<地域展開>
生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から <u>地域クラブ活動</u> に展開すること

ポイントは、教員を中心に運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えることであり、中学校等の学校部活動を継承・発展させたスポーツ・文化芸術活動として区市町村等が認定した活動を「認定地域クラブ活動」と呼ぶこととしています。

2 地域クラブ活動の在り方について

国及び都ガイドラインの中では、「地域クラブ活動の在り方」について次のように示しています。

(1)新たな価値の創出

地域クラブ活動の在り方①(国・都ガイドライン)
●学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出する。
区の方向性
令和8年(2026年)3月策定した「世田谷区立中学校部活動地域展開の方針～地域展開を見据えた地域連携の推進～」(以下、「区方針」)において、世田谷区の部活動地域展開が「目指す姿」として、6つの「新たな価値」を定めていますが、この「新たな価値」の実現にむけて、更なる検討を進めていく必要があります。

<世田谷区が実現を目指す「新たな価値」>

※区方針 第2章 目標と方針等(P13) 参照

(2) 地域の実情等に応じた適切な形態等での実施

地域クラブ活動の在り方②(国・都ガイドライン)
●地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施すること。
区の方針
区方針では「新たな価値」の実現に向けて、地域展開の【5つの方針】と、これまでのアンケート結果やモデル校での実施による成果、課題等を踏まえた【6つの視点】により、取り組みを進めていくこととしています。 地域クラブ活動について多様な形態があり得る中で、区における「地域の実情に応じた適切な形態等」について検討を進めていく必要があります。

<部活動地域展開の「5つの方針」及び「6つの視点」>

※区方針 第2章 目標と方針等(P13・14) 参照

(3) 留意事項

地域クラブ活動の在り方③(国・都ガイドライン)
●競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的であること。 ●学校部活動と同様、地域クラブ活動は、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであること。
区の方針
留意事項を十分に踏まえ、区における地域クラブ活動の在り方について、明確なものにしていく必要があります。

3 地域クラブ活動認定制度について

(1)趣旨等

国及び都ガイドラインでは、部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国及び都ガイドラインが示す認定要件及び認定手続き等に基づき、区市町村等において認定を行う仕組みを構築するとしています。

区は、地域クラブ活動における認定制度の在り方を明確にするとともに、学校部活動から地域クラブ活動への展開の検討を進めていく必要があります。

(2)認定に当たっての留意事項

国及び都ガイドラインの別冊資料「地域クラブ活動に関する認定制度」では、次の留意事項について示していますが、区の方向性については、今後の検討事項となっています。

国及び都ガイドライン		区の方向性
I	●推進計画等の策定 区市町村等は部活動の地域展開の方針を示す推進計画等を策定する	区方針に基づき、地域展開におけるガイドラインを作成予定
II	●推進計画等の策定にあたって 地域の実情を踏まえ、認定する地域クラブ活動について次の内容を定める。 ①地域クラブ活動数 ②競技種目等 ③参加対象となる生徒が居住する対象区域	※今後の検討事項
III	●対象区域について 【原則】 中学校区単位で明確にする(複数合同も可) 《例外》 柔軟な考えのもと、区市町村の全域や複数の区市町村を対象区域と定めることもあり得る ※マルチスポーツやレクリエーション的な活動など、多様な活動を想定する必要がある	※今後の検討事項
IV	●認定について 区市町村等は、推進計画等に基づき、国及び都ガイドラインが示す「認定要件」を満たすスポーツ・文化芸術活動を認定する。 ①国及び都ガイドラインが示す、「具体的な確認事項」を踏まえて判断 ②原則として、地域クラブ活動の実施主体を	※今後の検討事項

	審査対象とする ③必要に応じて、運営団体・実施主体を全体として評価し、審査対象とする	
V	●その他 区市町村等が地域の実情に応じて、ガイドラインの認定要件に加えて、独自の要件を設けることも考えられる。 ※ただし、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意する	※今後の検討事項

(3) 認定要件

上述、「3 地域クラブ活動認定制度について (1)趣旨等」に記載の通り、区は、国及び都ガイドラインが示す、要件に基づき、地域クラブ活動の認定を行っていく必要があります。認定要件の概要は次の通りです。

(3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）

【認定要件】

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。）
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版 DBS の活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等）
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

※＜都ガイドライン＞ Ⅲ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度 2地域クラブ活動に関する認定制度 より抜粋

(4) 認定要件に関する現状の整理

区は、国及び都ガイドラインに沿った対応を検討しつつも、地域の実情に応じた、認定制度の在り方について検討を進めていく必要があります。

区における現状の整理は次のとおりです。特に「国・都が示す認定要件③～⑦」については、今後の検討課題とし、課題の洗い出しや議論を深めていく必要があります。

●区における現状の整理	
国・都ガイドラインの示す認定要件の具体的な確認事項との比較	
【区方針で整理された内容】	
認定要件	具体的な確認事項(抜粋)
①活動の目的・理念	◆学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
認定要件	具体的な確認事項(抜粋)
②活動時間・休養日	【活動】＜平日＞1日2時間程度以内、＜休日＞1日3時間程度以内 ※週あたり11時間程度の範囲内 【休養】週2日以上以上の休養日の設定
【今後検討が必要な事項】	
③参加費等	
国・都ガイドライン(抜粋)	◆国が示す参加費等の金額の目安を踏まえた、低廉な参加費等の設定
④指導体制	
国・都ガイドライン(抜粋)	◆指導者含めスタッフが、ハラスメント等の行為は許されないことを理解し、自らをはじめ、参加生徒同士の行為も許さないことを誓約すること ◆区市町村等の研修を受講し、登録された指導人材が活動に携わること ◆原則、複数の指導人材が携わること
⑤安全確保	
国・都ガイドライン(抜粋)	◆健康状態、環境(暑さなど)を考慮のうえ、 ①適切な指導内容、活動時間等を設置 ②活動場所の管理主体と連携した事故防止の徹底 ◆事前に事故等発生時の対応や責任関係等を明確化していること ◆緊急時の連絡体制整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと ◆参加者や指導人材が、保険や個人賠償責任保険に加入していること
⑥運営体制	
国・都ガイドライン(抜粋)	◆実施主体等において、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、規約等に基づき適切な運営が行われていること ①団体の目的 ②役員の選任・解任に関すること ③総会の運営など団体の意思決定に関すること ④会員の入退会、参加費等に関すること ⑤予算・決算の審議・承認に関すること ◆適切な会計処理、適切な情報開示 ◆営利を主たる目的としない ◆大会・コンクール参加時の積極的な協力
⑦学校等との連携※	
国・都ガイドライン(抜粋)	◆活動・指導方針、スケジュール等を生徒在籍の中学校等と共有すること ◆活動状況等を生徒在籍の中学校等と、必要な情報共有・管理すること ※中学校等との情報共有にあたり、生徒の保護者同意を得ておく ◆区が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行う ◆学校施設を活用する場合や教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、区や学校との必要な連絡調整を行うこと

※ ……本日の主な議題

教員の兼職兼業について

1 教員の兼職兼業について

(1)概要

文部科学省(以下、「国」という。)及び東京都(以下、「都」という。)の部活動改革ガイドラインにおいて、「地域クラブ活動」は認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本とされています。そして、認定地域クラブ活動は、区市町村が認定する公的な活動であり、教員の兼職兼業は学校運営に支障がない範囲で実施を許可できるものとしています。

また、中学校の教員だけでなく、小学校・高校・特別支援学校の教員や事務職員なども、本人の希望に基づき円滑に兼職兼業ができるよう環境整備を進めていく必要があるとしており、区市町村は兼職兼業の許可の手の円滑化を図ることとされています。

特に、都においては、許可に当たって、本人の意思を尊重し、強制参加がないよう確認するとともに、業務への影響や健康面にも配慮する必要がある、さらに、教育委員会と運営団体が連携して勤務時間を含む適切な労務管理を行うことが必要としております。

(2)区における兼職兼業の方向性

地域展開後の「地域クラブ活動」を維持していくには、十分な指導者が必要であり、また、パターン分け調査結果からも部活動指導に意欲をもっている教員(パターン1)が一定数いることが伺えたことから、その思いに応えるためにも、教員参加の仕組みづくりが必要となります。

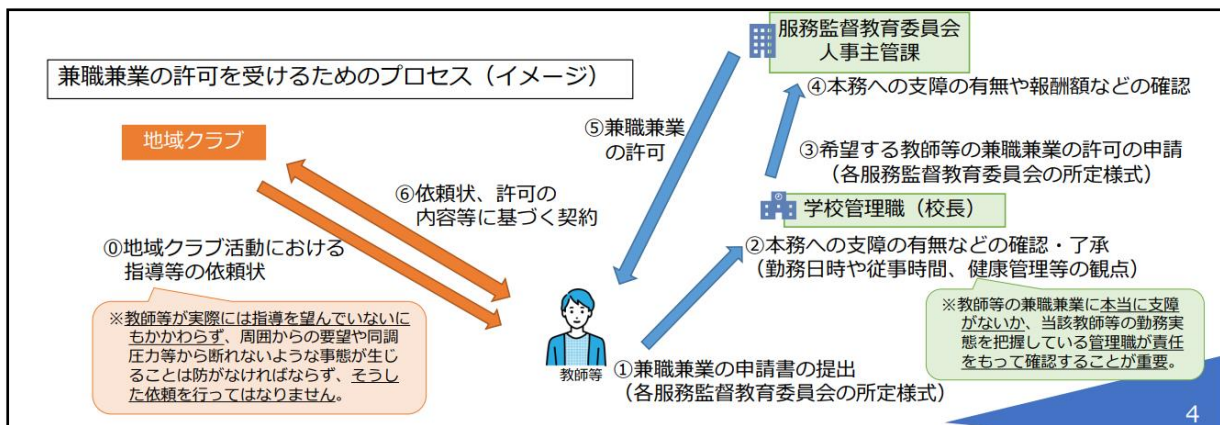
令和11年度(2029年度)以降の休日における地域展開を見据え、教員が参加するための兼職兼業制度の活用方法や報酬等について、改めて考え方をまとめる必要があります。

2 兼職兼業の許可を受けるためのプロセスについて

国は、令和5年(2023年)1月に策定した「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」(以下、「手引き」という。)において、教師等が兼職兼業の許可を受けるためのプロセスについて、次のようにポイントを示しています。区は、当該手引きを踏まえながら、兼職兼業の制度の在り方について、検討を進めていく必要があります。

ポイント(「手引き」より抜粋)
○地域クラブ活動への従事を希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に、報酬を受けて従事することとなるため、兼職兼業の許可を受けるための手続きが必要
○一般的には、兼職兼業希望先の地域団体からの依頼状を基に、上司である校長等への相談・了承の上、服務監督教育委員会(世田谷区の場合は、世田谷区教育委員会)の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事することとなる
○兼職兼業先の業務について、報酬を受けて従事することが可能となるが、兼職兼業時の業務の管理監督者は、普段の教師等としての管理監督者(校長)と異なることや、勤務時間については、教師等としての労働時間と兼職兼業先の労働時間を通算する必要がある、留意が必要

(参考)



さらに、手引きでは、地域クラブ活動において指導を希望する教師等の兼職兼業の形態について、パターンを提示し、諸制度の取扱いについて、整理をしています。

兼職兼業の形態について(パターン)	
①	自治体が運営団体となる地域クラブ活動において指導する場合
②	多様な組織・団体等※が運営・実施する地域クラブ活動において指導する場合
③	ボランティアとして指導する場合

※総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、同窓会等

(参考)

運営主体や勤務形態に応じた諸制度の扱いについて（整理表）					
サービス監督教育委員会 学校 教師等					
運営主体	自治体	民間の地域団体 （民間企業、総合型地域スポーツクラブ、クラブチーム等）			その他
勤務形態	委託（委嘱）（※１）	雇用	業務委託・請負 （※１）	有償ボランティア （※３）	無償 ボランティア
指揮命令権者	（教師等本人）	運営主体（企業等）	（教師等本人）	（教師等本人）	（教師等本人）
賠償責任	教師等本人	運営主体（企業等）	教師等本人	教師等本人	教師等本人
兼職兼業許可手続き	必要	必要	必要	必要	不要
給与等の性質	謝金（委託報酬※２）	賃金	売上	謝礼	－
労基法の適用関係					
最低賃金	適用なし	適用	適用なし	適用なし	適用なし
36協定	無	必要	無	無	無

3 地域展開と兼職兼業にかかる報酬について

(1) 地域展開に向けた兼職兼業の試行について

区では地域展開の実現を段階的に行うことを方針として定めていますが、同様に、地域展開後における教員の兼職兼業についても検討を進めていく必要があります。

第一段階として、世田谷区スポーツ振興財団(以下、「財団」という。)による部活動運営支援校を対象に、学校と協議の上、希望する部活動について、休日における部活動を、財団の運営とした形態での「地域クラブ活動」として実施し、学校から財団へ運営主体を移行した場合の効果検証の実施を検討します。

(2) 兼職兼業にかかる報酬について

現状における教員手当については、学校部活動で、休日勤務を要する場合、一定の拘束時間が発生すると、特殊勤務手当(3時間以上で4,300円)が支給されています。

これを財団への兼職兼業として実施した場合、財団が外部指導者へ謝礼を支払う場合に、部活動支援員の謝礼単価を基準としていることから、仮に3時間実施した場合は、6,000円の謝礼を教員に対し、支払うこととなります。

4 課題

区が部活動運営支援校を対象にした、「地域クラブ活動」において、教員による兼職兼業を取り入れた場合に、想定される課題は次の通りです。

想定される課題①
単なる運営主体の変更(実態としては〇〇中学校の△部に所属する生徒しか参加できない)とした活動を「地域クラブ活動」として実施することと、教員の兼職兼業を許可することへの懸念
<留意事項>
手引きでは、団体の活動が実質的に学校の業務の一部とみなされる場合には当該学校の教師等の職務として行われるものと整理されることがあるとしています。そのうえで、 <u>当該団体の活動の指揮命令系統、活動の実施場所、指導体制、活動形態、活動内容等が実質的に学校の業務と区分けされているか、個別具体の活動ごとに整理することが必要</u> となります。

想定される課題②
休日の「地域クラブ活動」として活動した場合、対象を「中学校区」など、ある程度の地域を単位とした活動とする際の、平日の部活動との連携の在り方について
<留意事項>
国及び都のガイドラインでは、「地域クラブ活動」について、原則として対象区域を「中学校区単位」で明確にすることとしています。また、休日における「地域クラブ活動」に展開した場合も、指導の一貫性を確保する観点から、学校との緊密な連携を図ることとしています。 そのうえで、一定程度の地域単位として活動をした際に、平日の部活動との連携を、教員の兼職兼業とあわせて、どのように図るか検討が必要となります。

<参考> 国と都の兼職兼業制度 比較表

項目	国	東京都
基本スタンス	推進（できるだけ認める）	管理（問題なければ認める）
法的根拠	地公法38条・教特法17条	同左
許可の基本条件	本人希望＋教育委員会の許可	左記＋詳細条件を満たす必要
許可の考え方	学校に支障なければ積極的に許可	学校に支障がなければ許可（慎重）
不許可の明文化	明確な列挙なし（原則論）	明確に列挙あり（実務基準）
不許可事由	抽象（支障・信用等）	具体（以下参照）
		・学校業務支障
		・長時間労働
		・健康支障
		・信用失墜
		・不適切と判断
申請手続	簡素化を推奨	詳細な申請・審査制度
申請フロー	校長→教育委員会許可（柔軟）	申請→校長副申→教育委員会審査→通知
添付書類	依頼状等	契約書・団体資料・規約等必須
異動時	特段明記なし（自治体判断）	再申請必要
変更時	柔軟に対応	変更届出義務あり
契約形態	地域団体と直接契約	同左（詳細条件確認）
兼職先の条件	外部主体であること	団体の実態を厳格審査
活動主体	多様な地域団体	実態・責任体制をチェック
業務区分	学校とは区別	明確な分離を義務付け
勤務時間中の従事	不可（原則）	明確に禁止
学校業務との優先関係	学校優先	学校最優先を義務化
労働時間管理	通算管理を求める	数値基準で規制
時間外労働上限	目安（100h/80h）	超過→不許可
健康管理	配慮が必要	許可要件として明示
報酬	認める（制限弱い）	高額報酬を制限
税務	自己責任	同左（明記）
無償活動	許可不要の場合あり	同様に明記
利益相反	回避必要（原則）	勧誘・誘導など明確に禁止
信用維持義務	原則提示	違反は不許可・取消対象
安全管理	必要	団体側の体制確認
指揮命令系統	区別必要	明確に分離要求
報告義務	特段強調なし	毎月報告義務あり